

様式第1号（第12第2項）

長野県観光PR映像（冬・春）撮影・制作業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年1月19日

観光誘客課長

1 業務の概要

（1）業務名

長野県観光 PR 映像（冬・春）撮影・制作業務

（2）業務の目的

JR グループ6社と地方自治体、観光事業者、旅行会社などが一体となり、長野県の魅力を全国に PR して誘客を図る「デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）」が、令和9年7月～9月に長野県で開催される。

冬・春の長野県の美しい自然、歴史・文化、食等のコンテンツを撮影し、その編集映像を DC の関連イベントや SNS 等で放映し、県内外に発信することで、長野県の認知度及びイメージ向上を図り、県内への誘客につなげる

（3）業務内容

冬・春の長野県 PR 動画の撮影・編集・制作 等

（4）仕様等

別添「仕様書（案）」のとおり

（5）企画提案を求める具体的な内容の項目

- ① 業務の実施内容（撮影地・素材の選定、編集の構成など）
- ② 業務の実施体制
- ③ 業務の実施スケジュール
- ④ 経費見積

（6）履行期間

契約日～令和8年6月30日（火）

（7）費用の上限額

3,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にはあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にはあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 長野県に本店または支店もしくは営業所を有すること。
- (8) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 資格要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570 (住所記載不要)
長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光スポーツ部観光誘客課観光振興担当(県庁2階)
電話 026-235-7253
FAX 026-235-7257
メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年1月26日(月) 午後5時 (必着)

(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)と同じ。

- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したもの、電子メールによる場合

は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求めるることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（4）と同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付時間、受付方法及びその回答方法

- （1）受付場所 3（4）と同じ。
- （2）受付期間 令和8年1月30日（金）午後5時まで
- （3）受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- （4）受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- （5）回答方法 令和8年2月3日（火）までに参加申込者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書の作成様式

様式第8号による。

（2）企画書の作成様式

様式第8号の附表（例）による。

（3）企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託す

る場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付期間 令和8年2月4日（水）午後5時まで
- ③ 受付時間 5 (3) に同じ。
- ④ 受付方法 5 (4) に同じ。
- ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年2月6日（金）午後3時（必着）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 紙媒体6部及び電子データ1式
- ④ 提出方法 紙媒体は持参又は郵送、電子データは電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したもの、電子メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又は電子メールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、別表に定める基準に基づいて選定されます。

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 書面審査とし、プレゼンテーションは実施しません。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を観光誘客課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 (住所記載不要)
長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光スポーツ部観光誘客課観光振興担当（県庁2階）
電話 026-235-7253
FAX 026-235-7257
メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

長野県観光PR映像（冬・春）撮影・制作業務 企画提案の選定基準

| 項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------|---|-----|
| 1 企画の浸透性 | ・業務の趣旨を十分に理解しているか ・冬・春の長野県の美しい自然、歴史・文化、食等の魅力が伝わる内容・企画になっているか。 | 30 |
| 2 業務達成の確度 | ・仕様書に忠実度の高い業務を達成可能か ・企画を達成するための映像や演出、効果が実現可能か | 30 |
| 3 業務についての経験 | ・過去に類似又は同規模の業務に取り組んだ実績があり、適切な業務の実施が期待できるか | 10 |
| 4 経費分配の正当性 | ・見積金額が上限の範囲内で、適正な価格となっているか ・予算内で、クオリティの高い映像制作ができる提案となっているか | 20 |
| 5 業務の実施体制等 | ・業務を適切に実施できる計画・体制であるか ・よりクオリティの高い制作を実施するため、経験値の高いプロのスタッフが含まれる体制となっているか | 10 |
| 合 計 | | 100 |